

京都市上下水道企業管理規程第34号

京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年3月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程等の一部を改正する規程
(京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第10条中「登記簿抄本等の証拠書類」を「登記事項証明書（法人の承継の登記記録を記載したものに限る。）」に改める。

(京都市上下水道局契約規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書（登記簿に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）」に改める。

第20条の2第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書（登記簿に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）」に改め、同条第2号中「誓約する」を「申し立てる」に改める。

(京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第4号様式注2号を次のように改める。

2 使用許可を受けた者、管理人及び保証人が個人の場合には、この届出書に住民票の写し若しくは戸籍の謄本又は抄本を添付してください。

第4号様式注2号の次に次の1号を加える。

- 3 使用許可を受けた者が法人の場合であって、名称又は所在地の変更若しくは法人の合併又は分割による変更の届出の場合には、当該変更の登記記録を記載した登記事項証明書を、解散による変更の届出の場合には、法人の解散を証する書面等の書類をこの届出書に添付してください。

第11号様式注2号を次のように改める。

- 2 使用許可を受けた者、管理人及び保証人が個人の場合には、この届出書に住民票の写し若しくは戸籍の謄本又は抄本を添付してください。

第11号様式注2号の次に次の1号を加える。

- 3 使用許可を受けた者が法人の場合であって、名称又は所在地の変更若しくは法人の合併又は分割による変更の届出の場合には、当該変更の登記記録を記載した登記事項証明書を、解散による変更の届出の場合には、法人の解散を証する書面等の書類をこの届出書に添付してください。

(京都市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第4条 京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号、第7条第2項第1号及び同項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）」に改める。

(京都市指定下水道工事事業者規程の一部改正)

第5条 京都市指定下水道工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）」に改める。

様式第1号中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）」に、「外国人登録済証明書」を「外国人登録

法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」に、「施工」を「施行」に改める。

附 則

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)